

情報公開審査会の答申概要（答申第 41 号）

1 対象公文書

(1) 公開決定

水湊町地元説明会

(2) 一部公開決定

ア 水湊町ルート説明会（平成 11 年 2 月 9 日）

イ 水湊町地内設計説明（平成 11 年 6 月 11 日）

ウ 水湊町用地説明会（平成 11 年 11 月 1 日）

エ 工事説明と用地境界立会依頼（平成 12 年 7 月 6 日）

2 担当課（所） 土木部辰巳ダム建設事務所

3 審査請求等の経緯

(1) H17. 3. 2 公開請求

(4) H17.12. 9 一部公開決定（変更処分）

(2) H17. 3.14 公開決定

(5) H17.12.22 諮問

(3) H17. 3.30 異議申立て

(6) H18.11.28 答申

4 諮問に係る審査会の判断結果

公文書一部公開決定において公開しないとした部分のうち、次の部分を公開すべきである。

(1) 「水湊町用地説明会（平成 11 年 11 月 1 日）」のうち、年金名称及び当該年金関連機関名

(2) 「工事説明と用地境界立会依頼（平成 12 年 7 月 6 日）」のうち、金沢市企業局及び金沢市消防本部の担当課名及び担当者名

該当条項	審査会の判断要旨
<p>条例第 11 条 第 1 項(公開決定及び一部公開決定)</p>	<p>本件一部公開決定において、非公開とされた部分は、次のとおりであった。</p> <p>ア 地権者の氏名、住所等</p> <p>イ 地権者が加入する年金名称及び当該年金の関連機関名並びに当該機関の担当者名</p> <p>ウ 工事に関連する金沢市企業局の担当課名及び担当者名並びに金沢市消防本部の担当課名及び担当者名</p> <p>1 条例第 7 条第 2 号本文該当性 イの担当者名以外の部分及びウの金沢市の担当課名は該当しないが、その余の部分は本号本文に該当する。</p> <p>2 条例第 7 条第 2 号ただし書該当性 アは、同号ただし書イに該当しないことは明らかである。 イのうち、担当者名は、慣行として公にされているとは言えず、同号ただし書イに該当しない。 ウのうち、金沢市の担当者の氏名は、当時の市販の人事録に記載されており、同号ただし書イに該当する。 また、上で同号ただし書イに該当しないと判断した情報は、同号ただし書ロ及びハにも該当しないことは明らかである。</p>

5 審議経過

審査回数 7 回

(別 紙)  
答申第41号

# 答 申 書

平成18年11月

石川県情報公開審査会

## 第1 審査会の結論

石川県知事（以下「実施機関」という。）は、本件異議申立ての対象となった公文書一部公開決定において公開しないとした部分のうち、次の部分を公開すべきである。

- (1) 「水湊町用地説明会（平成11年11月1日）」のうち、地権者が加入する年金名称及び当該年金の関連機関名
- (2) 「工事説明と用地境界立会依頼（平成12年7月6日）」のうち、金沢市企業局の担当課名及び担当者名並びに金沢市消防本部の担当課名及び担当者名

## 第2 異議申立てに至る経緯

### 1 公開請求の内容

異議申立人は、石川県情報公開条例（平成12年石川県条例第46号。以下「条例」という。）第6条の規定により、実施機関に対し、平成17年3月2日に「水湊町地元説明会関連の報告文書（H10年度～12年度までのもの）」（以下「本件請求文書」という。）について公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

### 2 実施機関の決定

- (1) 実施機関は、本件公開請求に対応する公文書として、「水湊町地元説明会」（以下「本件公文書」という。）を特定した上で、公文書の公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成17年3月14日に異議申立人に通知した。
- (2) 実施機関は、その後、本件公文書に記載された説明会等の報告書等を確認したので、本件処分を変更して、次の公文書（以下「本件追加公文書」という。）について追加して公開することとし、一部公開決定（以下「本件変更処分」という。）を行い、公開しない部分及び公開しない理由を次のとおり付して、平成17年12月9日に異議申立人に通知した。

（本件追加公文書）

- ・ 水湊町ルート説明会（平成11年2月9日）
- ・ 水湊町地内設計説明（平成11年6月11日）
- ・ 水湊町用地説明会（平成11年11月1日）
- ・ 工事説明と用地境界立会依頼（平成12年7月6日）

（公開しない部分）

個人の住所、氏名

（公開しない理由）

条例第7条第2号に該当

個人の住所、氏名が記録されており、特定の個人が識別される個人情報に該当するため

### 3 異議申立て

異議申立人は、平成17年3月30日に、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、実施機関に対して異議申立てを行った。

### 4 諮問

実施機関は、平成17年12月22日に、条例第19条第1項の規定により、石川県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、本件処分の取消しに係る異議申立てにつき、諮問を行った。

### 第3 異議申立人の主張要旨

#### 1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分の取消しを求めるといものである。

#### 2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書、意見書及び当審査会における意見陳述で主張している要旨は、おおむね次のとおりである。

- (1) 異議申立人は、地元説明会関連の報告文書の公開請求を行ったが、公開された公文書は表題が多岐に亘っているため、関連する未公開文書の存在が疑われる。
- (2) 「工事説明と用地境界立会依頼（平成12年7月6日）」は、表題が削除されるとともに、協議箇所欄には「相合谷町地内」と記載されており、水湊町地内についても同様趣旨の文書が存在すると考えられる。
- (3) 公文書一部公開決定通知書において「公開しない部分」として「個人の住所、氏名」が記載されているが、個人のプライバシーに関係しない事項についても非公開となつていると思われる。
- (4) 公開請求日から公開決定通知日まで9ヶ月余を要していることは、条例の趣旨に反すると考える。

### 第4 実施機関の主張要旨

実施機関が主張している要旨は、理由説明書等から総合すると、おおむね次のとおりである。

- (1) 一般的な道路工事に関する地元説明会は、下記のような場合に開催することとしている。

地元説明会を開催したときは、下記エ以外の場合は報告書を作成することとしており、用地交渉に係る場合は、石川県土木部所管用地事務取扱規程（昭和52年石川県訓令第1号）第18条第2項に基づく同規程細則で定められた様式により作成し、石川県処務規程（昭和33年石川県訓令第9号、以下「処務規程」という。）の文書管理に関する規定に基づき管理を行い、5年間保存としていたが、それ以外の報告書の様式は特に定めがなく、保存期間は処務規程に基づく会議復命書の保存期間を適用して1年間としていた。

なお、県の文書管理は、平成14年4月以降は、石川県文書管理規程（平成14年石川県訓令第7号）に基づき行われているが、本件公開請求に係る公文書の保存期間の内容は処務規程と同じであった。

ア 道路のルートを記載した概略図を示し、工事の目的を説明して、現地立ち入り測量の了解を得る。

イ 用地買収の範囲確定後に丈量図作成のため、地権者の境界確認の立会いを依頼する。

ウ 地目別の買収単価等を説明する。

エ 工事の着手前に、工事期間等を説明する。

- (2) 本件公開請求に係る報告書等は、すでに保存期間が経過し廃棄されたと思われるが、本件公文書に記載された表題を基に事務所内を探したところ、複写を見出したので、本件処分に追加して、本件変更処分を行った。

このようなことから、「工事説明と用地境界立会依頼（平成12年7月6日）」については、本来の公文書を複写した際に表題が欠落したものと推測される。

なお、当該文書の「協議箇所」欄に相合谷町地内と記載されているが、これは協議に係る土地が同町と水湊町地内にまたがっており、同町の割合が多いためそのように記載したもので、交渉の相手方は水湊町である。

- (3) 本件変更処分において、公開しないとした部分はいずれも個人の氏名、住所等である。

- (4) 平成17年3月14日に本件処分を行ったが、同月30日に異議申立書が提出されたこともあり、本件公文書に記載された文書の表題と日付を基に事務所内を探したところ、該当すると思われる文書を見出したので、同年6月15日に異議申立人にその旨伝えた。その後、同年11月2日まで3回に亘り異議申立人に説明するとともに、同年12月9日に本件変更処分を行ったものである。

## 第5 審査会の判断理由

### 1 条例の基本的な考え方について

条例は、地方自治の本旨にのっとり、県政に関する県民の知る権利を尊重し、公文書の公開を請求する権利につき定めること等により、もって県の諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、県民の県政に対する理解と信頼を深め、県民参加による公正で開かれた県政をより一層推進することを目的として制定されたものであり、公開の原則に基づき適正に解釈・運用されなければならない。当審査会は、この公開の原則を基本として条例を解釈し、以下判断するものである。

### 2 本件公文書及び本件追加公文書の性格等について

本件公文書等は、水湊町地内において市道代替工事を行うため、地元説明会を開催したときに作成し、実施機関内部で供覧する報告書である。

### 3 条例第7条第2号の該当性について

異議申立人は、本件変更処分において、個人のプライバシーに関係しない事項についても個人情報として非公開となっていると思われる、と主張しているため、これについて検討する。

条例第7条第2号本文は、「個人に関する情報」を最大限保護するため、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報が記録されている公文書は、原則として公開しないこととしている。

これは、個人のプライバシーについては、その内容及び範囲が法的にも社会通念上も必ずしも確立されていないものであるとの認識の元に、推認される場合も含め、個人に関する一切の情報は原則として公開しないこととしたものである。

しかしながら、同号ただし書きイ、ロ又はハに該当する情報については、個人の権利利益保護の観点から非公開とする必要のないものや公益上公にする必要性が認められるものとして、同号本文の例外として公開するものとしている。

(1) 同号本文の該当性について

当審査会において、本件追加公文書を見分したところ、非公開とされた部分は、次のとおりであった。

ア 地権者の氏名、住所等

イ 地権者が加入する年金名称及び当該年金の関連機関名並びに当該機関の担当者名

ウ 工事に関連する金沢市企業局の担当課名及び担当者名並びに金沢市消防本部の担当課名及び担当者名

このうち、イの担当者名以外の部分及びウの金沢市の担当課名は個人情報に該当しないが、その余の部分は本号本文に該当する。

(2) 同号ただし書の該当性について

同号ただし書イは、「法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」を非公開情報の例外としており、当該規定の該当性について検討する。

慣行として公にされている情報とは、当該情報が現に県民に知り得る状態にあり、それが社会通念上慣行といえることが必要である。

ア (1)のアは、同号ただし書イに該当しないことは明らかである。

イ (1)のイのうち、関連機関の担当者名は、慣行として公にされているとは言えず、同号ただし書イに該当しない。

ウ (1)のウのうち、金沢市の担当者の氏名は、当時の市販の人事録に記載されており、同号ただし書イに該当する。

また、上で同号ただし書イに該当しないと判断した情報は、同号ただし書ロ及びハにも該当しないことは明らかである。

4 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は、本件追加公文書の表題が多岐に亘っており、一文書では表題が欠落するとともに、協議対象地区の記載が水湊町以外となっているので、未公開の公文書の存在が考えられると主張している。

実施機関は、本件公開請求に係る本来の公文書は保存期限を過ぎ廃棄され、本件追加公文書は任意に保存されていたその複写であり、一部文書の表題は公文書を複写した際欠落したものと思われ、協議箇所が水湊町以外となっている公文書についても、協議対象は水湊町であると説明している。また、実施機関は本件変更処分に係るもの以外に説明会を開催していないとしており、実施機関の意見陳述における地元説明会開催の手順と本件追加公文書は整合していると思われ、実施機関の説明に不合理な点は認められない。

したがって、本件公文書及び本件追加公文書以外に本件公開請求に対する公文書は存在しないとする実施機関の説明を覆すに足る事実は認められない。

## 5 まとめ

以上の理由により、第1に掲げる審査会の結論のとおり判断する。

## 第6 審査の処理経過

当審査会の処理経過は、別表のとおりである。

<別表>

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
17. 12. 22	○ 諮問を受けた。(諮問案件第65号)
18. 1. 25	○ 実施機関(辰巳ダム建設事務所)から理由説明書を受理した。
18. 2. 20	○ 異議申立人から意見書を受理した。
18. 3. 10 (第135回審査会)	○ 事案の審議を行った。
18. 5. 12 (第137回審査会)	○ 事案の審議を行った。
18. 7. 27 (第139回審査会)	○ 実施機関職員から意見聴取を行った。
18. 8. 23 (第140回審査会)	○ 異議申立人から意見聴取を行った。
18. 9. 28 (第142回審査会)	○ 事案の審議を行った。
18. 11. 1 (第143回審査会)	○ 事案の審議を行った。
18. 11. 20 (第144回審査会)	○ 事案の審議を行った。